



禁じ手まで使って 96条から改憲狙う これぞ最悪の「規制緩和」

安倍総理と自民党を中心に改憲への動きが加速しています。しかも本命の「九条」ではなく、改憲の条件を定めた96条から変えようという姑息なやり方。国民の批判をかわし、「国民の多数が改憲に賛成しても変えられないのはおかしい」という論法でまず賛成を増やそうというたくらみです。しかし

憲法改正の条件は厳しいのが常識

改正手続きが一般の法律と同じでは国家の基本法としての憲法の重さがなくなり、政権交代ごとに変えられる危険があり国の混乱の元です。そのためどの国でも次のようにその条件は厳しくしています。

- ◇ドイツ……連邦議会の2/3の賛成と連邦参議院(上院)の2/3の賛成
- ◇フランス……各院の過半数の賛成+両院合同会議で3/4の賛成+国民投票
- ◇イタリア……各院の2/3以上の賛成+国民投票
- ◇アメリカ……各院の2/3以上の賛成 + 3/4以上の州の承認
- ◇カナダ……各院の過半数+2/3以上の州議会賛成
- ◇オーストラリア……①国民投票の総数の過半数と②過半数の州での過半数の賛成が必要で、実際にこの②の要件を満たさずに否決されたものが多い。
- ◇韓国……国会の2/3の賛成と国民投票の過半数(「諸外国における戦後の憲法改正」国立国会図書館 ISSUE BRIEF 687を参照)

改憲論者からも反対が

安倍内閣の強引さ、ご都合主義に自民党や改憲勢力の中からも批判が起こっています。

◆名うての改憲論者小林節慶応義塾大教授は「憲法9条の改正は私の持論であり、その点では安倍さんとまったく一致しています。……侵略はしない、自衛

はする、そのための軍隊は持つ……そうやって堂々と国民に語りかけて、憲法9条改正に真正面から取り組めばいいんです。しかし、今の動きは96条をまず変えて憲法改正の手続き条件を下げるというものです。まるで裏口入学のようでフェアではありません。

安倍内閣は憲法の何たるかを理解していない。憲法は、「硬性憲法」といって権力者がそう簡単に触ってはいけないものです。なぜならば、憲法は国の法の中でただ1つの例外で、主権者である国民すなわち非権力者が意思として権力者を縛るものだからです。

そのほかの刑法や民法は、権力を預かった人が国会で作ったり改廃して、国民に対する行動を規律するものです。憲法96条に触ると憲法の本質を壊して、憲法ではなくなってしまう。」と述べ、「憲法学者として身体を張って反対する」としています。

◆ゴーマニズム宣言などで戦争を肯定してきた漫画家小林よしのり氏は「そもそも憲法とは、国民大衆が権力者を縛る手段として存在するものであり、権力者の都合で安易に改正できないようになっているものなのだ。96条改正は立憲主義の破壊だ。」という。

◆政権与党の公明党の内部でも改憲論は検討されており、96条から改憲しようという主張には反対論が高まっているという。

《流山憲法集会》

5月18日(土) 14:00開会

流山市生涯学習センター

TX線流山セントラルパーク駅前

いは

講演: 伊波洋一さん

「オスプレイ配備の
沖縄から日本の平和
を考える」

(元沖縄県宜野湾市長)

資料費500円



